

○ 地域安全マップの作成について

1	地域安全マップとは？	地域の道路や公園などを点検して、 犯罪が起こりやすいと考えられる場所（危険箇所） をマップ上に示したものです。
2	マップの作成者は？	防犯カメラ設置補助事業に 申請する団体 が、団体内部や地域の方々と検討の上作成してください。
3	点検する箇所は？	目視可能な公共の場所 に限ります。個人の住宅などの私的な場所は、プライバシーの侵害となるため対象外としてください。
4	マップ上に記載するものは？	犯罪が起こりやすいと考えられる場所（危険箇所） を記載してください。 危険箇所を中心に、今回補助申請をする防犯カメラの設置場所や、通学路、既設防犯カメラ、アトム110番連絡所、110番の店等を記載してください。
5	「危険箇所」とは？	「 入りやすい場所 」、「 見えにくい場所 」を判断基準として、該当する場所を犯罪が起こりやすい「危険箇所」とお考えください。 「入りやすい場所」とは、 境界等が設けられておらず、犯罪を実行しようとする者が、簡単に怪しまれることなく被害者や犯行場所に近づける場所、邪魔になるものがなく、簡単に犯罪を実行できる場所、犯行後すぐに逃げる事ができる場所 のことで、道路、路地、公園等が考えられます。 また、「見えにくい場所」とは、 周囲からの視線が届きにくく、助けを求めても誰からも助けてもらえそうにない場所、警察に通報されるおそれが少ない場所 のことで、トンネル、地下通路、路地、樹木に囲まれた公園等が考えられます。このほか、 人通りがあっても、見て見ぬふりをされそうな場所 として、駅前広場、落書きが放置された場所等が考えられます。
6	マップ作成の方法は？	地域安全マップは、カメラの設置予定箇所、撮影予定方向、危険箇所等の検討結果を示すものであれば、手書きやパソコン利用など体裁は問いません。ただし、用紙サイズはA3又はA4サイズとしてください。
7	犯罪発生場所等の記載は必要か？	被害者の方の心の傷への配慮等が不可欠ですし、二次被害を防止する観点からも記載はしないでください。
8	地図のコピーに書き込みしたもの地域安全マップとして提出できるか？	著作権を有するものについては、地図発行元の許可が必要です。 なお、 国土地理院の地図（検索サイトで <input type="text" value="地理院地図"/> で検索）を利用して作成した地域安全マップを補助申請の添付資料とされる場合は、許可は不要です。
9	複数箇所応募の場合、地域安全マップは複数枚必要か？	複数の危険箇所と防犯カメラの設置予定場所の 全部の範囲 が記入できる場合は、 1枚のマップ で差支えありません。